

(平成22年11月25日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岐阜地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
厚生年金関係	2 件

岐阜厚生年金 事案 1002

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和44年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年5月1日から同年6月1日まで
昭和44年4月1日にA社に入社し、46年10月25日まで継続勤務した。
44年6月1日付けで、本社から同社C工場に配属されたが、この間の厚生年金保険の記録が1か月欠落していることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された在籍期間等証明書及び従業員台帳並びに雇用保険の加入記録、D厚生年金基金加入員台帳から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和44年6月1日にA社本社から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和44年4月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B社が保管する申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書により、事業主が、資格喪失日を昭和44年5月1日として届け出たとしていることから、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

岐阜厚生年金 事案 1003

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 6 月 1 日から 51 年 2 月 11 日まで
昭和 48 年 4 月 2 日から 51 年 2 月 11 日まで A 社に継続して勤務していたのに、オンラインの記録では、50 年 6 月 1 日が資格喪失日とされている。
申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 51 年 2 月 11 日まで A 社に勤務していたと主張している。

しかしながら、雇用保険の記録及び A 社が加入していた B 健康保険組合の記録は、オンラインの記録と一致している上、複数の同僚に照会したところ、申立人のことを記憶している者はいるものの、これらの者からは、申立人の申立期間における勤務実態についての供述を得ることができなかった。

また、A 社は、申立期間当時の資料は保存されていないが、厚生年金保険については、従業員全員について入社から退職まで加入させ、厚生年金保険と雇用保険の手続きは同時に行っていたと回答しているところ、申立期間前後に同社で資格喪失している複数の同僚の厚生年金保険と雇用保険の被保険者記録は一致している。

さらに、申立人が A 社を退職した後に厚生年金保険被保険者資格を取得している事業所について検証したところ、申立人が入社する前から勤務していたと記憶する同僚の資格取得日は、申立人と同日の昭和 51 年 2 月 11 日であり、当該同僚は、自分の入社時期と資格取得時期が相違していると供述している。

これらのことから、申立人は、申立期間において A 社で勤務していなかったと認められる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

岐阜厚生年金 事案 1004

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 10 月 1 日から 48 年 6 月 1 日まで
ねんきん特別便での調査結果によるとA社の記録が無いということであったが、私としては正社員として勤務していたので、間違いなく厚生年金保険に加入しているものと思っていた。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚2名の証言から、申立人は、期間の特定はできないものの、A社B支店に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、申立期間のA社本社の事務担当者は、「私はC市に在った本店にいたが、申立人のことは覚えていないし、申立人の厚生年金保険の加入手続についての記憶も無い。」と回答している。

また、申立人を記憶している同僚及び当時の事業主は、「従業員の出入りは多く、厚生年金保険に加入していないアルバイトや短期間勤務の社員もいた。」と供述している。

さらに、A社は、当時の資料は保存していないと回答しているほか、当時の事業主は、申立人のことを記憶しておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除についての供述は得られなかった。

加えて、オンライン記録によると、A社B支店は厚生年金保険の適用事業所となっていないほか、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名の記載は無く、健康保険整理番号に欠番は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。